

新庁舎整備基本計画に対する意見及び回答

ホームページへの公表内容

意 見	市 の 考 え 方
<p>1. 建設地が北勢町阿下喜とされています。防災上の観点から道路網の配置などを考慮されているということですが、建設地の地盤条件に付いてはどの様に考えられているのでしょうか。阿下喜でも発見されていない伏在断層なども考えられるので地盤評価については、慎重に行うことを要望します。</p> <p>構造を免震構造とすることも考慮するとありますが、通常地震に対しては当然有効だといえますが、断層の評価によっては免震構造でも対応できないこともありうると思います。場合によっては地盤の安定した建設地を選定することも必要だと思います。また、断層を考慮した防災対策も考えておくことも必要でしょう。</p> <p>2. 執務スペースについて</p> <p>執務に集中できるスペースにすることが示されていることは良いことだと思います。受け付け場所を明確にし、常に職員が窓口に着席しているスタイルが望ましいと考えます。</p> <p>3. 相談スペースの確保について</p> <p>相談は1課で済まない場合があります。いろいろな課で対応する場合には、所謂「たらい回し」の批判を受けることとなります。ワンストップサービスという事が言われますが、相談時にこそ効果があります。相談者の相談内容を聴取して複数課での対応が必要な場合には、相談者を囲んで関係各課の職員が一堂に会して相談に当たる相談スペースを確保することが重要だと思います。そういうスペースこそ設えをやや高級感のある、ゆったり相談できるスペースを確保していくべきと思います。</p> <p>4. 執務スペースの職員1人あたりの占有面積の基準を明確にする。</p>	<p>貴重なご意見を参考にさせていただきます。</p>

<p>建築物は建設時に㎡単価など問題になるが、庁舎を使っていると占有スペースに不要な物品を置くことになりがちである。不要な占有物で執務スペースを占有することは庁舎などでは㎡あたり60万円以上の無駄使いをしていることになりま す。そういう意味で職員が占有できる基本面積が将来的に守られていく様に基準 を定めておく事も必要だろうと思います。</p>	
<p>1. 「合併特例債が延長され、補助金が出るうちに庁舎建設をする」について どれくらいの補助金になるのか示してほしい。今までの経緯だと起債の利子補 てんを地方交付金にプラスしてくる程度でした。この程度なら、市は大きな借金を するから慎重にすべきである。本当に建設が必要なら別だが国からの補助金に 惑わされないこと。従来、本当に交付税で補てんされているかわからない。</p> <p>2. 現在の建物が使えるのか否か。 4 庁舎の耐震度はどれくらいなのか。員弁庁舎は耐震補強したのではないか。 もし、使えるなら継続使用すべきを考えること。庁舎を壊し、市庁舎を一本に建て 替えることはやめること。</p>	<p>貴重なご意見を参考にさせていただきます。</p>